

第4章

計画内容

I ライフステージを通した支援

基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援する

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

現状と課題

令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法には、基本理念にすべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な活動に参加できることが規定されており、同法第11条においても、こども施策に対するこども等の意見の反映をさせていくことが規定されています。

アンケート調査では、『こどもの権利』について「名前も内容も知っている」割合が就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者で3割台となっています。また、こどもの権利の中で特に大切だと思うことについては、すべての保護者で、「暴力や言葉で傷つけられないこと」が最も高くなっています。一方、小学生本人への調査では、差別や暴力、いじめを受けたことがある割合が20.3%となっています。

今後、こども・若者の権利の理解の醸成に向けて、啓発をしていく必要があります。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者ワークショップの声

- 若者の声をキャッチできる場所が必要。
- 若者が意見を出しやすい環境が必要。
- 若者が積極的に声を上げることが重要。

施策の方向性

- こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- こどもや若者が意見表明しやすい環境づくりを行います。

主な事業

- 子どもの権利条約の周知（こども政策課）
- こどもや若者の意見表明の機会の創出（全課）

芦屋市こども・若者ワークショップ

『第3期こども・若者未来応援プラン「あしや」』の策定に際して、こども・若者からの意見を取り入れ、計画に反映させるため、芦屋市在住・在学の中学生から大学生14名が参加し、ファシリテーター1名とともに、こども・若者ワークショップを実施しました。

自分自身が幸せな生活を送るために芦屋市にどうなってほしいか
自分たちがやってみたいこと

日時：令和6年8月9日（金）13時30分から16時まで

会場：芦屋市男女共同参画センター2階 大会議室

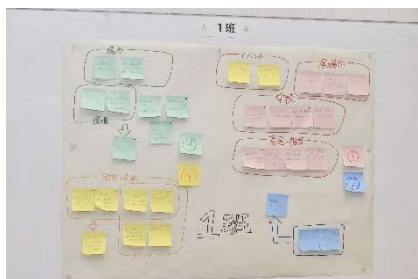
ワークショップは、3グループに分かれて、こどもや若者が自分たちの意見を出し合い、議論を通じて自分自身が幸せな生活を送るために芦屋市にどうなってほしいか、自分たちがやってみたいことを考える場として開催しました。

学校の校則見直し、コミュニティの充実、環境対策、健康管理、公共スペースの提供、ゴミ問題、地域交流、教育機会の拡充などについて意見が挙げられていました。

自由に本音で意見を発信すること、同年代や大人たちとの交流を深めること、地域全体の活性化を目指していくことなど計画とも関わる重要な論点についても意見交換が行われていました。



芦屋市こども・若者ワークショップ



【市のPR】

【居場所】

【環境】

【教育】

【イベント】

(2) 多様な遊びや体験活動ができ、活躍できる機会づくり

現状と課題

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。

本市では、質の高い教育・保育の充実を目指して就学前カリキュラムを策定しており、身近な自然を遊びに生かし、見る・触れる・試す・考える等の経験を、様々な表現活動等に展開し、豊かな感性を育んでいます。

また、市内の公共施設や学校園等において、様々な遊びや体験活動ができる機会を創出しています。

アンケート調査では、小学校低学年（１～３年生）になったときの放課後の過ごし方については、就学前調査（５歳児対象）では、「習い事」が61.8%と最も高くなっています。小学生調査では、「自宅」が68.0%と最も高く、次いで「習い事」が61.7%となっています。

また、小学校高学年（４～６年生）になったときの放課後の過ごし方については、就学前調査（５歳児対象）では、「習い事」が77.0%と最も高く、次いで「自宅」が74.2%、「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」が25.8%となっています。小学生調査では、「自宅」が76.1%と最も高く、次いで「習い事」が73.6%となっています。

こどもの放課後の過ごし方の希望では、自宅が多いものの、就労している母親が増加している。また、自宅で過ごすこどもも増えており、放課後児童クラブ以外の地域のこどもたちの多様なニーズに対応していく必要があります。

こども・若者ワークショップの声

- こども、若者が語り合うイベントの開催をする。
- こども、若者があしふく祭りや若者ワークショップの定期開催をする。
- 継続的な「集いの場」を提供する。
- 「あしふく」や社会福祉協議会が行っている取組に関わる。
- こども・若者が芦屋のまちを歩き魅力を発掘するイベントを開催する。
- 学生と地域の交流の場をつくる。
- 芦屋市在住の海外の方と交流を発展させる。
- 国際文化都市ならではの美術館など施設を活用する。

施策の方向性

- 市内の公共施設において、こどもが多様な遊びや体験活動ができる機会をつくれます。
- こども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

主な事業

- こども家庭支援事業（こども家庭・保健センター）
- 児童センター事業（上宮川文化センター）
- J R 芦屋駅南地区都市環境整備事業（再開発ビル内公益施設）（都市整備課）
- 環境教育推進・自然学校推進事業（学校支援課）
- トライやる・ウィーク推進事業（学校支援課）
- 特色ある学校園づくり支援事業（学校教育課）
- 読書活動推進事業（学校教育課）
- 文化活動振興事業（学校支援課）
- 就学前教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）
- あしやキッズスクエア事業（青少年育成課）
- 青少年保護対策事業（放課後児童クラブ）（青少年育成課）
- 学校園・家庭・地域の教育推進支援事業（社会教育推進課^[名株1]）
- 生涯スポーツ推進事業（スポーツ21事業）（スポーツ推進課）
- 図書館運営事業（おはなしの会など）（図書館）
- 福祉センター管理運営事業（地域福祉課）
- 美術博物館管理運営事業（国際文化推進課^[名株2]）
- 谷崎潤一郎記念館管理運営事業（生涯学習課（国際文化推進課^[名株3]）
- 体育館・青少年センター等の管理運営事業（スポーツ推進課）
- 芦屋公園庭球場管理運営事業（スポーツ推進課）
- 朝日ヶ丘公園水泳プール管理運営事業（スポーツ推進課）
- 海浜公園水泳プール管理運営事業（スポーツ推進課）
- 南芦屋浜地区教育施設用地活用事業（スポーツ推進課）
- 都市公園維持管理事業（道路・公園課）
- 都市公園施設整備事業（基盤整備課^[名株4]）

～こども大綱～

令和5年4月に発足した『こども家庭庁』のもと、こども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」に基づく「こども大綱」により、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる、「こどもまんなか社会」を目指していきます。



出典:「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」(こども家庭庁)

～子どもの権利条約～

『子どもの権利条約』って何だろう？

世界中のこどもが健やかに成長できるよう、こどもの基本的人権を保障するために 1989 年に国際連合で採択された条約です。日本は 1994 年にこの条約を批准しました。

18歳未満のこどもを権利を持つ主体と位置づけ、ひとりの人間としての権利を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

(3) 切れ目のない健康づくりの推進

現状と課題

本市ではこれまで、母子健康手帳の交付・乳幼児健康診査の実施を行い、また親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場を提供して多くの親子の参加を促進するとともに、こどもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制の整備を図ってきました。

特に妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図るとともに、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行うことが必要です。

アンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、就学前児童の保護者では、「病気や発育発達に関すること」が37.6%、「食事や栄養に関すること」が32.8%、となっています。また、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者で約1割から1割半が、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげていくことが必要です。

こども・若者ワークショップの声

- 精神的・身体的に健康でいられるようにする。

施策の方向性

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心して育児ができるよう努めます。

主な事業

- 母子保健事業（こども家庭・保健センター）
- 児童福祉対策事業（こども家庭・保健センター）
- 妊産婦等生活支援事業（こども家庭・保健センター^[名株5]）

～プレコンセプションケア～

プレコンセプション(preconception)ケアは、「妊娠前からのケア」を意味し、若い世代のためのヘルスケアとして、現在の体の状態を把握し、将来の妊娠や体の変化に備えて、自分たちの健康と向き合うことです。

令和3年2月『成育医療等基本方針』において、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組)に関する体制整備を図る」と記載されています。

(4) こどもの貧困対策

現状と課題

アンケート調査では、経済的な理由で、公共料金が未払いになったことや、家族が必要とする食料が買えないことがあった家庭があるという結果が出ています。そのため、世帯収入の低い世帯やひとり親世帯等に対しては、経済的支援等の充実とともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援が求められています。

就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者に対する調査では、日常悩んでいることについて、「こどもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」が4割半から約5割と高くなっています。また、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者で、将来的に必要としていること、重要だと思う支援等について、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が6割から7割と高くなっています。今後も、安心して子育てができ、教育が受けられるよう、経済的支援等の充実が求められています。

施策の方向性

- 経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を推進します。
- 経済的格差の広がりや、教育や進学を妨げるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

主な事業

- 児童手当事業（こども政策課）
- 児童扶養手当事業（こども政策課）
- 生活困窮者自立支援事業（地域福祉課）
- 生活保護法施行事務（生活援護課）
- 私立特定教育・保育施設等運営事業（幼児教育・保育の無償化）（ほいく課）
- 私立幼稚園子育て支援事業（幼児教育・保育の無償化）（管理課）
- 市立幼稚園子育て支援事業（幼稚園実費徴収補足給付事業）（管理課）
- 大学等入学支援基金事業（管理課）
- 芦屋市奨学金（管理課）
- 就学援助費（管理課）
- 在日外国人学校就学補助金（管理課）

(5) 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの支援

現状と課題

本市では、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対して、相談窓口を設置し、心身の状況とその成長に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を行いました。

特別支援教育では、個別の指導計画に基づいた教育を進め、関係機関との連携の強化を図るとともに、特別支援教育支援員を市立小中学校すべてに配置し、個別の支援の充実を図りました。

就学前児童のアンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて「障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実」や「子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実」の希望があります。

今後も、乳幼児健診等を活用し、心身の発達に支援が必要な乳幼児の早期発見に努め、早期対応・早期療育につながるよう、より一層支援体制を充実していく必要があります。

また、相談支援事業所との連携などにより、地域における障がいのある子どもを支援し、就学前、義務教育課程におけるインクルージョンを推進することが必要です。さらに、医療的ケア児、障がいのある子どもなど専門的支援が必要な子どもとその家族の地域生活を支える連携体制を強化するとともに、障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、引き続き就学相談と特別支援教育を実施していく必要があります。

子ども・若者ワークショップの声

○ みんなでサポートする社会をつくる。

施策の方向性

○ 障がいのある子ども・若者や医療の専門的な支援が必要な子ども・若者が安心して地域生活を送ることができるよう、適切な支援を早い段階から受けられるようにするとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組が可能となるよう、必要な支援を行います。また、障がいのある子ども・若者の保護者に対しては、子ども・若者一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていきます。

主な事業

- 地域生活支援事業（障がい福祉課）
- 障がい児通所支援（こども政策課）
- 市立保育所・認定こども園の運営業務（インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児教育・保育）（ほいく課）
- 私立特定教育・保育施設等運営事業（インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児教育・保育）（ほいく課）
- 特別支援教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）

（６）児童虐待防止やヤングケアラーへの支援

現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるものです。

本市では、令和5（2023）年4月に「こども家庭・保健センター」を設置し、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施しています。

また、要保護児童対策地域協議会等で把握した、要支援・要保護家庭に対して、申請・利用料が不要でヘルパー等を派遣するなど、訪問支援等を行うことで家庭の養育環境を整え虐待のリスクの高まりを未然に防止しています。

近年、社会問題化しているヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法が改正（令和6（2024）年6月12日施行）され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

本市では、教育、福祉、こどもに関する相談窓口と連携し、ヤングケアラー支援につなげる体制を整えています。

就学前児童のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「こどものしつけに関すること」が54.2%となっています。また、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が45.6%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が42.1%という結果も出ています。

子育ての不安感・孤立感に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、地域住民の中でこどもを守る意識を醸成し、さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

また、ヤングケアラーの「言葉も内容も知っている」割合をみると、就学前児童の保護者で81.7%、小学生の保護者で86.2%、中学生の保護者で91.4%となっており、ヤングケアラーの認知度は高い状況となっています。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であるため、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するため、学校や医療機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要です。

施策の方向性

- すべてのこども・家庭の相談に対するこども支援の専門性をもった機関として、こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「こども家庭総合支援担当」での支援を引き続き実施します。要保護児童対策地域協議会の活性化を図るため、支援者の資質向上と関係機関の適切な対応による地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

主な事業

- 児童福祉対策事業（こども家庭・保健センター）
- 生活困窮者自立支援事業（若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業）（地域福祉課）
- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- カウンセリングセンター管理運営事業（学校支援課）
- 子ども若者育成支援対策（青少年愛護センター）

～児童虐待防止～

(7) こども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組

現状と課題

自殺者の総数が平成22（2010）年以降減少傾向にあるのに対し、近年、こどもの自殺者数は増加しており、令和4（2022）年の小中高生の自殺者数は、全国で514人と過去最多となりました。

本市では、ストレス解消法や休養に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域生活を支える相談及び支援の強化等、総合的な自殺対策を推進してきました。

こども・若者の犯罪被害状況については、令和5（2023）年のSNSに起因する犯罪被害にあったこどもの数は、全国で1,665人となっており、減少傾向が見られるものの、依然として高い水準となっています。また、令和4（2022）年こどもの不慮の事故による死亡事故数は181件となっており、減少傾向が見られます。不慮の事故による死因は、ほとんどの年齢で交通事故が1位となっています。

このようなことから、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。

また、こどもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者への周知啓発が必要です。

こども・若者ワークショップの声

- こども・若者が自分の悩み、考えを気軽に打ち明けられる場所をつくる。

施策の方向性

- 誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。
- 有害環境からこども達を守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化して、こども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。
- 非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生します。このため、家庭・学校・地域が緊密に連携し、こども・若者が非行や犯罪に走ることのないよう支援を行っていきます。
- 連携してこどもたちを支えるネットワークづくりや地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進するとともに、子ども会の活性化を図るなど、地域の子どもの健やかな成長を促す環境整備を推進します。

主な事業

- 健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）（こども家庭・保健センター）
- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- 生活安全条例推進事業（道路・公園課）[名株6]
- 交通安全施設等整備事業（道路・公園課）
- 交通安全運動の推進（道路・公園課）
- 防災総合訓練及び地域の防災・減災事業（防災安全課）
- 防災・安全教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）
- 青少年愛護センター運営事業（青少年愛護センター）
- [名株7] 打出教育文化センター教育研究推進と研修事業（打出教育文化センター）

～こころの体温計～

Ⅱ ライフステージ別の支援

基本目標２ 安心して出産・育児ができるよう支援する

(１) 妊娠前から幼児期まで切れ目ない健康づくりの推進

現状と課題

本市では、出産に伴うリスク、身体的・精神的な不安を軽減するために、令和５（２０２３）年１月より妊娠出産子育て支援事業を開始しています。引き続き、妊娠期における教室などを利用した伴走型支援の実施や、母子保健と児童福祉が一体的に連携を行うことで、支援体制の一層の充実を図るとともに、円滑な実施に取り組むことが必要です。

また、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進する取組など、プレコンセプションケアや、不妊症への対応など妊娠前からの支援に取り組むとともに、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理支援など、個別ニーズに合わせた切れ目のない支援体制を構築することが求められます。

就学前児童の保護者に対するアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「病気や発育発達に関すること」が３７．６％、「食事や栄養に関すること」が３２．８％、となっています。また、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者で約１割から１割半が、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており、早期に相談支援につなげていくことが必要です。

施策の方向性

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、産後ケア事業などを通して[名株8]必要な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心して育児ができるよう努めます。

主な事業

- 母子保健事業（こども家庭・保健センター）
- 妊産婦等生活支援事業（こども家庭・保健センター）

～ブックスタート～

(2) 安心して成長できる場や遊びの充実

現状と課題

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

本市では、質の高い教育・保育の充実を目指して就学前カリキュラムを策定しており、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援しています。

また、芦屋市接続期カリキュラムに基づき、就学前教育・保育施設間の連携を深め、生きる力の基礎となる非認知能力を育むよう、研究会を通して教職員の専門性を高め、近隣の小学校との連携により、小学校入学を楽しみにする気持ちを膨らませ、円滑な接続ができるよう推進しています。

就学前児童のアンケート調査では、母親の現在の就労状況については、「フルタイム」の割合が37.7%、「パート・アルバイト等」の割合が22.0%、「未就労」の割合が26.6%となっており、前回調査結果と比較すると、「フルタイム」の割合が9.2ポイント増加しています。また、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「認可保育所」の割合が31.6%と最も高く、次いで「認定こども園（保育所部）」の割合が27.0%となっています。前回調査結果と比較すると、「幼稚園」の割合が12.1ポイント減少し、「認定こども園（保育所部）」の割合が17.8ポイント増加しています。定期的に利用したい事業については、「認可保育所」の割合が41.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が39.9%となっています。前回調査結果と比較すると、「認定こども園」の割合が、「認定こども園（幼稚園部）」と「認定こども園（保育所部）」を合わせると60.8%であり、14.3ポイント増加しています。

多様化する就労形態等を踏まえ、一時預かりや**延長保育**、病児保育など教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、教育・保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成を進めることが必要です。

こども・若者ワークショップの声

- こどもみんなで遊べる場所をつくる。

施策の方向性

- 保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できるよう、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な提供体制について検討していきます。
- 教育・保育施設の職員の研修を実施し、質の向上等を図ることにより、こどもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。

- また、就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流、小学校との連携も深め、小学校への円滑な接続を図ります。

主な事業

- 市立保育所・認定こども園の運營業務(研修・巡回訪問指導)(ほいく課)
- 私立特定教育・保育施設等運營業務(研修・巡回訪問指導)(ほいく課)
- 病児保育事業(ほいく課)
- 地域子育て支援事業(ほいく課)
- 特定教育・保育施設等に対する監査指導事業(ほいく課・監査指導)
- 就学前教育推進事業(保健安全・特別支援教育課)
- 市立幼稚園子育て支援事業(預かり保育事業)(管理課)

～子育て応援アプリ「子育てタウン」～